

請求人 宛て

横浜市監査委員	酒 井 良 清
同	高 品 彰
同	前 田 一
同	清 水 富 雄
同	大 岩 真善和

住民監査請求に基づく監査について（通知）

令和6年11月27日に受け付けました住民監査請求については、合議により次のとおり決定しましたので通知します。

本件請求は地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」といいます。）第242条に規定する住民監査請求の要件を満たしていないと判断し、同条に基づく監査は実施しないことに決定しました。

（理 由）

法第242条第1項は、普通地方公共団体の執行機関又は職員について、財務会計上の違法若しくは不当な行為又は怠る事実があると認めるときは、当該普通地方公共団体の住民が監査を求め、当該普通地方公共団体の被った損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる住民監査請求について規定しています。

本件請求において請求人は、「令和6年1月18日から19日に施行した横浜市会運営委員会の九州方面への行政視察において、」「大分市役所から大分空港までの路程に、当地のバス事業者からバスを借上げて、公費から75,810円を支出した。」と述べています。

このことから、請求人は、議会局が行った、バスの借上げについて、財務会計行為を個別的・具体的に摘示しているものと解されます。

1 バスの借上げ契約の締結について

住民監査請求の期間制限について定めた法第242条第2項は「当該行為のあつた日又は終わつた日から一年を経過したときは、これを行うことができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。」と規定しています。

事実証明書によると、「請書 令和5年10月17日付け」であることから、本件請求に係るバスの借上げ契約の締結が行われた日は、本件請求のあつた令和6年11月27日時点において既に一年を経過していることは明らかです。

また、法第242条第2項の「正当な理由」について、最高裁判所平成14年9月12日判

決は「「正当な理由」の有無は、特段の事情のない限り、普通地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査したときに客観的にみて当該行為を知ることができたかどうか、また、当該行為を知ることができたと解される時から相当な期間内に監査請求をしたかどうかによって判断すべきものである（最高裁昭和 62 年（行ツ）第 76 号同 63 年 4 月 22 日第二小法廷判決・裁判集民事 154 号 57 頁参照）。そして、このことは、当該行為が秘密裡にされた場合に限らず、普通地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査を尽くしても客観的にみて監査請求をするに足りる程度に当該行為の存在又は内容を知ることができなかつた場合にも同様であると解すべきである。」と判示しています。この判決を踏まえると、本件請求が一年を経過したことにつき正当な理由を認めるに足りる客観的事情もうかがえません。

2 バスの借上げ費用の支出について

請求人は、「大分市と大分空港間には、公共交通機関として大分交通株式会社がエアライナーを運航しており、乗客一人あたり 1,600 円の価格で、大分市役所に隣接する荷揚町バス停留所から乗車できる。」という情報は、「ホームページでも公開されているにもかかわらず、高額な借上げバス費用を支出するのは、財務会計上、市に損害を与えた不当な行為である。」と主張しています。

しかし、バスの借上げ費用の支出手続等が違法又は不当である理由を具体的に摘示したものと認められません。

以上のことから、本件請求は、法第 242 条に規定する住民監査請求の要件を満たしていないと判断しました。